

# 『細川家史料』にみる山家藩谷家御家騒動記

三好博喜

## 1. はじめに

『細川家史料』(『大日本近世史料』<sup>(注1)</sup>)には細川忠興(三斎)と細川忠利との父子の間で往来した多くの書状が収められている。そのなかには忠興と深い交流のあった丹波国<sup>いかるが</sup>何鹿郡(現在の京都府綾部市)山家藩初代藩主谷衛友<sup>(注2)</sup>の遺領相続に関する事案も記されている。衛友の死後、寛永5(1628)年から寛永15(1638)年の間に、衛友や紛争の当事者である谷衛冬・谷衛政の名前が記された書状は60通ある。この書状に記された文面から、山家藩谷家の御家騒動について、明らかにしたい。

## 2. 発端

寛永5年2月2日付けの忠興書状及び忠利書状案に始まる。

忠興寛永5年2月2日書状③ 622

「谷羽州子息右兵衛所より使者参候二付、折紙令披見候」

忠利寛永5年2月2日書状案⑨ 244

「仍谷右兵衛殿より使者参」

『綿考輯録』<sup>(注3)</sup>によると、このとき兩名ともに江戸から国入りしたばかりで、忠興は豊前国中津(現在の大分県中津市)、忠利は同国小倉(現在の福岡県北九州市)にいた。帰国前の寛永4(1627)年中、忠興は江戸で度々衛友の病状について細かく記している(忠興書状②541・②578・②579・②602)。衛友は、寛永4年12月23日江戸藩邸で死去する。

忠興書状③622によると「末子之幼少なるニ知行高渡度との儀候」とあり、衛友の遺言には末子の衛冬が相続するとある。しかし、「御年寄衆心二さのみ相申間敷候」とあるように年寄衆<sup>(注4)</sup>の意に合わず、衛政が相続することになる。忠利書状案⑨244には「出羽殿如被申置相済候様ニ、才覚偏頼由被申越候」とあり、衛冬は衛友の遺言が通るようにと細川家を頼りにするのである。忠興も忠利も年寄衆に働きかけを行うとし、この後細川家は衛冬を支援することとなる。

ここで衛友の縁者について整理しておく(第1図)。

衛友は山家藩初代藩主で出羽守を称した。天正10(1582)年に豊臣秀吉から山家城主とし



て1万6千石を与えられたといわれる(第2図)。関が原の戦いでは西軍に付いた衛友であるが、忠興の尽力で徳川家康から所領を安堵されたという経緯がある。

『徳川実記』・『寛政重修諸家譜』などに衛友は寛永4年12月23日年65で亡くなったとある。嫡子であった衛成は、寛永3(1626)年12月2日年45で、三男衛勝は元和3(1617)年正月25日年25で既に亡くなっている。次男吉長は結城秀康、五男衛長は細川忠利の家臣となつて家を離れている。相続を争うふたりは寛永5年の時点で、四男衛政31歳・六男衛冬13歳である。

『徳川実記』には衛友の死亡記事とともに「遺領一万八十二石余を四子牛之助衛政につがしめらる。これは兄どもみな早世しければなり。千五百石を六子宇右衛門衛冬に。二千五百石を嫡孫兵助衛之に。二千石三子助三郎衛勝が子蔵人衛清に分たしめられ」とある。山家藩1万82石余を継いだのは四男衛政である。嫡子衛成の子衛之は上杉2千5百石、三男衛勝の子衛清は十倉2千石、六男衛冬は梅迫1千5百石を分知され、旗本となっている。

### 3. 事件の経過と書状の内容

○寛永5年2月 在国中に衛冬からの使者を受けた忠興・忠利は、江戸へ使者を出す。

忠興寛永5年2月2日書状③622

「其方よりも使者を可被遣由、尤存候」

忠利寛永5年2月2日書状案⑨244

「江戸へ使者を可遣と存儀候、三斎様よりも御使者被遣由、使者申候、如何被仰遣候哉」

○寛永5年6月 江戸から衛友の相続について、年寄衆は上申を請合うという知らせがある。

忠利寛永5年6月17日書状案⑨259

「羽州跡目之儀、江戸へ遣申候者ニハ、頓て 上様御耳へ立可申と、御年寄衆御申候由、我等つけて置申候者ハ申越候」

○寛永5年10月 江戸から老中酒井忠世・老中土井利勝からの決定が出た後であり、遺領相続は決着がついてしまったという知らせがある。

忠興寛永5年10月23日書状③705

「もはや雅楽殿・大炊殿より被申出候跡にて候故、可申理様も無之、其ま、置申候」

○寛永5年11月 在国中の忠興は老中土井利勝へ書状を用意し、参勤で江戸に赴く忠利に年寄衆へ申し入れをするよう託す。「上意によって在国しているが、よい時期に指示を受けたい」としている忠興ではあるが、次に江戸へ入るのは1年後の寛永6(1629)

年暮れである。

忠興寛永5年11月朔日書状③708

「大炊殿へ口上為被申状遣候、可被届候」「緩々と在所にて養性も仕候様こと 上意之段、恭共難申儘儀候、前任 御誼、在所ニ罷在儀候、来夏過迄と御差図被仰越候へ共、余延引之様ニ存候間、時分重て得 御意、御差図を請可申由」「大炊殿へ之案文」

忠利寛永5年11月2日書状案⑨275

「大炊殿への御書請取申候、御案文之通も奉得其意候」

忠利寛永5年11月18日書状案⑨279

「具ニ大炊殿・うた殿へ可申入候」

○寛永5年12月 18日に江戸に着いた忠利は19日に衛冬の家臣に事情を聞いた後、20日に谷家の内紛について老中酒井忠世・老中土井利勝へ申し入れをする（忠利書状案⑨279・⑨283・『綿考輯録巻』31）。谷家内紛の処理について土井利勝は請け負うが、酒井忠世は気にいらぬ様子だった。

忠利寛永5年12月23日書状案⑨283

「大炊殿一段よく御うけおい候、雅楽殿気色ニあひかね申候躰ニ見へ候へとも、理屈ハとくと申届、雅楽殿被仰分承届候」

○寛永6年1月 谷家の内紛について、老中酒井忠世は関知しないとして処理する。

忠利寛永6年正月朔日書状案⑨284

「谷大学取申候古米之事も、家之事も悉申あらハし、雅楽殿無御存知ニ済申候」

忠利寛永6年正月6日書状案⑨285

「雅楽殿之者主税助儀もめしよせ、雅楽殿御存知なき儀とも申聞せ候故、主税助も不存候由申候故」

○寛永6年1月～同2月 忠興は、衛政が衛友の遺言を隠した行為について、改易もありうる深刻な事態だと認識をもち、酒井・土井に承知させたいと思う。また、谷家の内紛に老中酒井忠世は関知しないとして処理すると決まったのに衛政が事後の処理を怠っていることへの不満を募らせている。

忠興寛永6年正月13日書状③721

「大学、出羽書置を女房衆ニ被預置候処、無理ニ取、于今主所ニ隠置、仕度まゝの仕方、是は直ニ達 御耳候は、可有御改易も儀候」「是を雅楽殿・大炊殿へしらせ、さてハ不届ものと合点之参候様ニ仕度と存ル迄候事」

忠利寛永6年正月18日書状案⑨286

「大学なにかと埒をあげ不申候間」

忠興寛永6年正月25日書状③723

「大学儀弥申詰被置、りくツにつまり申分無之候へ共、埒明かね申之由、左様ニ可在之候」、  
「右兵衛儀残所大炊殿・雅楽殿へ被申之由、満足此事ニ候」

忠興寛永6年2月11日書状③724

「大学何かと埒明申由」

○寛永6年2月 忠利は衛政の不届きを酒井・土井に訴え、忠興はそれを了承している。

忠利寛永6年2月4日書状案⑨289

「谷大学事不届様子、うた殿・大炊殿へ能々申入候」

忠興寛永6年2月17日書状③726

「谷大学不届、大炊殿・雅楽殿へ能々被申入候由、満足ニ候」

○寛永6年閏2月 忠興は谷家内紛の処理を忠利に任ずとしている。

忠興寛永6年閏2月15日書状③730

「此上如何様にも能様ニ可有御計候事」

○寛永6年閏2月～同4月 徳川家光の病などにより解決が延びる。

忠利寛永6年閏2月15日書状案⑨300

「將軍様御煩ニ付テ、いまた埒明不申候」

忠利寛永6年3月8日書状案⑨302

「將軍様御煩ニ付、今迄延引仕候、やかて埒明可申候間」

忠利寛永6年4月28日書状案⑨310

「將軍様御本復候て」「日光へ被成御座候故」「于今埒明不申候」

○寛永6年10月 初めは関知しないといっていた老中酒井忠世は、実は老中土井利勝と相談のうえ知行高に比例して米を配分するよう指示していたことがわかる。

忠利寛永6年10月19日書状案⑨344

「はしめハ少も雅楽殿無御存知由」「大学所へも段々申つめ候へハ、雅楽殿より知行高ニ割テ取候へと御申候由、大学申候」「今ハ大炊殿・雅楽殿御相談にて御やり候由、雅楽殿申候由」

○寛永7年12月～寛永8年7月 1年余りを経て谷家内紛の焦点は屋敷の配分に移ってゆく（忠利書状案⑨402・⑩424・⑩425・⑩431、忠興書状④856・④874・④876）。

○寛永8年6月 解決は忠利に一任して欲しいとし、忠興も簡単には解決しないとみている（忠利書状案⑩433・忠興書状④885）。この後しばらくこの問題には触れていない。

○寛永9年～寛永12年 寛永9（1632）年は細川家が豊前国から肥後国へ国替えとなる年

付表 書状内容項目一覽表

十五年	十五年	十五年	十五年	十三年	十三年	十三年	十三年	十二年	十二年	十二年	十二年	九年	九年	八年	八年	八年	八年	八年	八年	八年	七年	七年	七年	六年	六年	六年	六年	六年			
五月	三月	三月	二月	十一月	十月	十月	四月	三月	九月	九月	六月	六月	十二月	十二月	七月	六月	六月	五月	五月	四月	四月	一月	十二月	十二月	十一月	十月	十月	九月	九月		
廿九日	廿二日	廿七日	廿二日	廿九日	廿日	廿日	廿六日	廿一日	九日	七日	十六日	十六日	廿六日	廿六日	七日	十五日	十日	廿六日	十一日	廿八日	廿日	十四日	廿九日	十七日	八日	一日	廿三日	十九日	廿九日	十日	
							⑥四一六				⑥三三七	⑥三三二	⑥三三一		④八八五		④八七六	④八七四			④八五六	⑦七三七		③七七五	③七七四				③七六九		
							八代	八代	八代	江戸	江戸	江戸			中津	中津	中津	中津		中津	中津	中津	中津	中津	中津	中津	中津	中津	中津	中津	
23四五四一	23四二七八	23四二五八	22四〇五七	20三三三〇	20三三八八	20三三八六	12八二五	12八一二					16一八七八	16一八七七		10四三三	10四三一			10四二五	10四二四		9四〇二	9四〇一			9三四四	9三四一			
熊本衛冬	熊本衛冬	熊本衛冬	島原衛冬	熊本衛冬他	熊本平野	江戸忠利	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	熊本鈴木	熊本衛冬	江戸忠利	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	江戸三齋	
																●		●		●											
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
																●		●		●					●			●			
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											
																●		●		●											

寛永	月	日	忠興書状 巻数・文書番号 居所	忠利書状(案) 巻数・文書番号 居所	宛先	谷友衛	谷冬衛	谷政衛	谷清衛	谷勝衛	酒井利勝	土井年寄衆	鈴木忠加々左衛門忠澄	伊丹康勝	浅野長重	土方雄氏	書置 遺物	茶入	残米 (古米)	屋敷 (家)	縁談	返札	
六年	八月	廿五日	③七四七 中津	⑨三三六 江戸三齋	江戸三齋	●	●														●		
六年	五月	廿日	③七四七 中津	⑨三一〇 江戸三齋	江戸三齋	●	●					●											
六年	四月	廿八日	③七四〇 中津	⑨三〇二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	三月	廿七日	③七四〇 中津	⑨三〇二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	三月	八日	③七三八 中津	⑨三〇二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	閏二月	廿五日	③七三〇 中津	⑨三〇〇 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	閏二月	十五日	③七三〇 中津	⑨三〇〇 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	二月	十七日	③七二六 中津	⑨二九二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	二月	十五日	③七二六 中津	⑨二九二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	二月	十一日	③七二四 中津	⑨二八九 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	二月	四日	③七二四 中津	⑨二八九 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	一月	廿五日	③七二三 中津	⑨二八六 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	一月	十八日	③七二三 中津	⑨二八六 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	一月	十三日	③七二一 中津	⑨二八四 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	一月	六日	③七二一 中津	⑨二八四 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
六年	一月	一日	③七二一 中津	⑨二八四 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
五年	十二月	廿三日	③七二一 中津	⑨二八二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
五年	十二月	十九日	③七二一 中津	⑨二八二 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
五年	十一月	廿一日	③七二一 中津	⑨二七九 江戸三齋	江戸三齋	●	●																
五年	十一月	十八日	③七二一 中津	⑨二七五 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	十一月	二日	③七〇八 中津	⑨二七五 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	十月	一日	③七〇七 中津	⑨二七五 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	十月	廿九日	③七〇六 中津	⑨二五九 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	十月	廿三日	③七〇五 中津	⑨二五九 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	六月	十七日	③七〇五 中津	⑨二五九 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	二月	二日	③六二二 中津	⑨二四四 小倉三齋	小倉三齋	●	●																
五年	二月	二日	③六二二 中津	⑨二四四 小倉三齋	小倉三齋	●	●																

で、忠興の隠居城も中津から八代へ移される。谷家内紛に関わる書状も寛永9年から寛永12(1635)年に掛けてはみられない。

○寛永9年～寛永15年 書状の内容は冠婚葬祭などの返書・返礼が多くを占める。紛争に直接関わる内容の書状は忠利書状案⑩825・忠興書状⑥1416の2通のみで、問題が決着したことが記される。

#### 4. 個別諸問題の解決

書状のなかで忠興・忠利が問題としていた争点は、(1)遺領の配分、(2)遺品の扱い、(3)古米の処理、(4)屋敷の処理にある。それぞれの争点について扱いや対応、そして決着をみておく。書状に記された人名・事項・内容については付表に示した。

##### (1) 遺領の配分

忠興書状③705で「もはや雅楽殿・大炊殿より被申出候跡にて候故、可申理様も無之」とし、幕府の決定に従い谷家の相続の問題は早々に結着する。ただし、忠利書状案⑨283に「知行所之事(中略)重て可申上候事」とあるように再度問題にするとしている。

##### (2) 遺品の扱い

遺品のなかで具体的に記されているのは茶入についてである。茶入のことは忠利書状案⑨282・⑨283、忠興書状③723で触れられている。また、『寛政重修諸家譜』の衛政の記載には「寛永五年遺領を継、一万石余を領し(中略)父が遺物有明の茶入埋木の葉茶壺を献ず」とある。忠興・忠利が言う茶入とは大名物唐物肩衝茶入銘有明である。<sup>(注8)</sup>

忠利書状案⑨283の「大学、出羽遺言をちかへ、蔵之符をきり、仕度まゝ二仕候」や忠興書状④874の「親之遺物以下皆被取申上ニ」からは衛政が勝手に茶入を持ち出したことが伺える。しかし、忠利書状案⑨282の「茶入ハ 御前へ上りきり申候」や忠利書状案⑨283の「はや納きりたる鉢ニ申候」、忠興書状③723の「茶入之事もはや不被申出由」から、献上されてしまっている茶入については取戻すことを断念したことがわかる。

##### (3) 古米の処理

分配すべき米(残米・古米)として記された書状が10通ある(忠利書状案⑨282・⑨283・⑨284・⑨285・⑨286・⑨344・⑩431、忠興書状③723・③724・③775)。

7通は寛永5年12月から寛永6年2月に集中する。米の配分をめぐるの内紛の様子が記される(1期)。寛永6年10月・11月の2通は老中からの指示とその対応についてである(2期)。寛永8(1631)年6月の1通は指示後の状況についてである(3期)。

1期では2千石余りの米が分配されないままであるという。老中は関知しないとの姿勢で、当事者で処理をせよとするが、衛政には解決しようという気がない。2期ではこの件



を老中に上申すると、初めは関知しないといっていた老中だが、実は知行高に応じて分割するよう指示していたことがわかる。3期では年寄衆の指示があるにもかかわらず、解決していないことを示す。

#### (4) 屋敷の処理

屋敷問題解決については3時期にわかれる。1期は諸問題とともに扱われた時期、2期は屋敷の処理だけが残り扱われた時期、3期は問題解決時である。解決までには8年余りの歳月を要している。

1期にあたる寛永5年12月から寛永6年1月にかけての3通の書状中(忠利書状案⑨283・⑨284、忠興書状③723)に他の諸問題とともに屋敷の扱いが記される。この時期は衛友の遺言通りに衛冬に渡すべきだとの主張で、年寄衆へ上申している。

2期にあたる寛永7(1630)年12月から寛永8年7月にかけての7通の書状中(忠利書状案⑨402・⑩424・⑩431・⑩433、忠興書状④856・④874・④885)には屋敷の問題だけが取り上げられ、配分など具体的な遣り取りが記される。

衛友の屋敷に誰が入るか、屋敷を分割するかどうか、甥の衛清を巻き込む事態となる。

屋敷の配分をめぐる書状には伊丹康勝の名が多く見られ、深く関与していたことがわかる。忠利は伊丹と計略をめぐらし、屋敷配分が少しでも有利に動くように画策する。忠利書状案⑩433に「大学かたよりうた殿へ、せつき候様ニ仕かけ候ハヽ、助三郎屋敷右兵衛ニ渡りやすく可有御座候と、播磨殿へ相談をかため申候間、延々ニ御座候儀は、却テ右兵衛ために可然と存候」そして、「とかく此儀は拙者ニ可被成御任候」と記し、谷家屋敷の処置は一任していただきたいとする。忠興もまた忠興書状④885で「とても少々にてハ埒明申敷候事」と、簡単には解決しないとみている。

3期は寛永13(1636)年4月・5月である。前回の遣り取りから既に5年近く経っている。詳細はわからないが内紛には決着がついたものと思われる。忠利書状案⑩825の「谷宇右衛門殿屋敷相済、前々のことく居なりニ御入候筈ニ罷成候」、忠興書状⑥1416の「前之居なりニ成候由」で、衛冬の屋敷が前にいた所に落ち着いたと記し、問題が解決したことを示している。

#### (5) 結果

遺領配分は、忠興寛永5年10月23日書状③705「もはや雅楽殿・大炊殿より被申出候跡にて候故、可申理様も無之」のとおり、再考はならなかった。

遺品の配分は、忠興寛永8年5月11日書状④874「親之遺物以下皆被取申上ニ」の様にすべて取られてしまっている。

古米の処置は、忠利寛永8年6月10日書状案⑩431「此米之事も右兵衛所へ加々爪ニハ

からひ返し候へとの、年寄衆さしつ二候へ共、于今埒明不申候」から判るとおり、取り戻せてはいない。

屋敷についてだけ忠興寛永13年4月6日書状⑥1416「珍重ニ存候」から判るように満足する結果がでただけであった。

結果、年寄衆は裁定を下しながらも、忠興・忠利の申し出に優柔不断な対応をみせている。その間に、衛政は嫡男として幕府を後ろ盾に既成事実を積み上げて対抗したといえる。

なお、『綿考輯録』巻31には谷家の内紛について、寛永5年12月21日の項に「其比谷出羽守殿卒後、嫡子大学頭と谷右兵衛と遺跡之事ニ付而諍論ニ被及候を、三斎君・忠利君被仰談、今度御年寄衆江御内談を以、理非を被糺無事ニ相調候」と、調停したとだけ記している。

## 5. 谷衛政の評価

騒動を通して忠興・忠利は衛政をどのように評価していたのだろうか。

忠興書状③705では「いか様之不慮仕出可申も不存候間」と、何を仕出かすかわからない者として忠興が忠利に注意を促している。忠興書状③721・忠利書状案⑨283では「仕度まゝ」と勝手な振る舞いを記し、忠興書状③726・忠利書状案⑨289では「不届」として規律を守らない者とみている。忠利書状案⑨284・⑨285・⑨286、忠興書状③723・③724などでは「埒明かね」る状況に苛立ちをみせている。

忠興書状③724で忠興は「人間ニはつれ申仁ニ候間」と記し、忠利書状案⑨286で忠利も「少も理非も恥も不存候故」「人間之様なる仁にて無御座候」と記すほど忌み嫌っている。

ただし、いずれも細川家側からの評価である。山家谷家には衛政の人となりを著した史料はなく、衛政の人物像の解明は今後の課題としたい。

## 6. 衛冬の婚姻をめぐって

忠興・忠利ともに江戸を留守にするときの事を心配し、衛冬の縁組を画策したことが寛永6年8月・9月の4通の書状からわかる。衛冬は年14である。忠利書状案⑨336で「可然縁辺をむすひ、御城にても引廻候様ニ可有御座候哉」と忠利は衛冬の後ろ盾として神尾守世の娘との縁組を進言する<sup>(注9)</sup>。ただし、「古相国様無御座候間、刑部も昔のことくニハ無御座候事」と記し、その影響力の低さは認めている。これに対し、忠興書状③769で「一位殿之孫と申迄にて可在之候ツる」と忠興はその影響力を認めず、乗り気ではない。そうこうするうちに忠利書状案⑨341の「此縁之事、我等ニ急ニ返事を申候様ニと申候間、先申きり候」や忠興書状③774の「先申きられ候由、尤ニ候」にあるように、衛冬の縁談は

取りやめとなる。ここからは、忠興・忠利が衛冬の身邊にかなり気遣いをしている様子がわかる。

実際の衛冬の祝言は7年後の寛永13年である。忠利寛永13年10月20日平野長勝宛書状②3286に「谷宇右衛門殿祝言、十一月末と其元へ申来候由被仰越」、忠利寛永13年10月20日谷衛冬宛書状②3288に「貴様御祝言目出度存候」とあるように、双方の交流は続いている<sup>(注10)</sup>。衛冬はこの後間もない寛永17年8月15日年25で死去する。

## 7. 書状中に記された人物

浅野長重<sup>(注11)</sup>からの書状が騒動当初にあり、江戸で情報を収集していた様子が伺える(忠利書状案⑨259・忠興書状③705)。

加々爪忠澄<sup>(注12)</sup>は書状に頻繁に名前が記されている。加々爪と交流がある忠興は忠利の江戸滞在中は加々爪に相談するよう指示し、忠利は何かと相談している(忠利書状案⑨279・⑨283・⑨284・⑨286、忠興書状③723・③724)。加々爪もまた解決に向けて奔走している様子が伺える(忠利書状案⑨289・⑨300・⑨310、忠興書状③726・③738)。

伊丹康勝<sup>(注13)</sup>は屋敷の処理について深く関与している(忠利書状案⑨402・⑩424・⑩425・⑩433、忠興書状④856・④874・④876)。ただし、どのような指示をしていたのかは、今のところ具体的にはうかがい知れない。

鈴木忠左衛門は山家藩谷本家から分知に伴い衛冬の家臣となったものと思われる。江戸で忠利から事情聴取を受けている(忠利書状案⑨279・⑨282・⑨283、忠興書状③721・③723)。また、忠利肥後拝領の折には祝儀を送っている(忠利書状⑩1878)。

## 8. むすび

先年、徳川幕府では「長幼の序」から家光を後継者とした。泰平の世となったからには無用な争いを防ぐ意味がある。しかし、忠興は戦国時代を實力で生き抜いた武将である。實力こそが後継者の条件と思っていたのかもしれない。同じ年に生まれ、同様に生涯を送った衛友の遺言の意味を理解したのであろう。忠興・忠利の衛政に対する人物評には過ぎる部分もあるが、衛友が衛政を後継者に指名しなかった理由はここにあるのかもしれない。

忠興・忠利を動かしたのはいうまでもなく衛友の遺言である。忠興寛永8年5月11日書状④874に記された「理を持てもやく二た、ぬ浮世二候へハ、別ニ分別可仕様も無之候」にその無念さが表れている。

本稿の執筆にあたり、綾部史談会会長川端二三三郎氏をはじめ、多くの方々から有益なご助言をいただきました。感謝いたします。

(みよし・ひろき = 綾部市教育委員会)

- 注1 『細川家史料』(『大日本近世史料』東京大学史料編纂所1~24) 1969~2014所収、○囲み数字は巻数を、続く数字は文書番号を表す。
- 注2 細川家の直前の領地は丹後で、衛友の領した丹波山家の近隣の地であった。関が原の戦いで東軍に属した細川軍は、衛友らの西軍に田辺城を攻められている。ただし、谷軍に戦意はなく、戦後忠興は衛友の赦免を願い、衛友は旧領を安堵されている。この後、衛友の五男衛長を始め甥の2人も細川家家臣として召抱えている(川口恭子『細川家家臣略系譜』熊本藩政史研究会1983)。また、衛友の娘も細川家家臣谷主膳の嫁として迎えている(忠興書状①292、忠利書状案⑧50)。
- 注3 『綿考輯録』は、藤孝から光尚までの細川家4代の記録である。73巻からなり、天明2(1782)年に成立した。(出水神社『綿考輯録』第1巻~第7巻) 1988~1991所収
- 注4 当時、老中は年寄衆と呼ばれた。
- 注5 『徳川実記』は徳川家康から10代将軍徳川家治までの記録である。家光の記録は『大猷院殿御実紀』に収められている。(経済雑誌社『徳川実記』第3編1904所収)
- 注6 『寛政重修諸家譜』は、寛政10(1798)年までの1530巻からなる諸家の記録である。文化9(1812)年に完成した。(『寛政重修諸家譜』第3輯 国民図書1923 所収)
- 注7 谷吉長は「源秀康公御家中給帳」「源忠直公御家中給帳」に3千石、伏見御供番衆と記されている(福井市史 資料編4) 福井市1988所収)。『細川家史料』にも寛永10(1633)年から15年にかけての忠利書状(⑩2005・⑩2323・⑩3613・⑩3746・⑩4301)があり、交流のあったことがわかる。
- 注8 茶入の経歴は以下の通り。足利将軍家・毛利鎮実・大友宗麟・谷衛友・徳川家光・大橋龍慶・会津松平家・徳川家斉・会津松平家・正木孝之・正木美術館
- 注9 神尾守世は、阿茶局の実子である。阿茶局は徳川家康の側室で、寛永14(1637)年に83歳で死去した。夫である神尾忠重の死後、家康の側室となり、大奥を取り仕切った。従一位を賜った彼女は、神尾一位殿と呼ばれていた。神尾守世は、寛永10年に60歳で死去する。天正11(1583)年、徳川秀忠に仕え、小姓、寄合、夜話の席にも列した。
- 注10 『寛政重修諸家譜』には衛冬妻は大島茂兵衛義唯女とある。亡兄衛勝は大島雲八光義女を妻としている。但し、『岩本家文書』「先祖書」(綾部市資料館蔵)では衛清の母を大嶋茂兵衛尉光政女としている。錯誤はあるが光義—光政—義唯は少なくとも直系の親族である。さらに、衛冬の子衛将は、衛政の嫡男衛利女を室としている。婚姻関係に谷家の御家騒動の影響はみられない。
- 注11 浅野長重は、常陸笠間藩5万3千5百石初代藩主。茶道を忠興に学んだという。
- 注12 加々爪忠澄は、武蔵国高坂領主。最終的には9千5百石の幕臣で、幕閣の信任も厚かった。大名間の取次ぎや斡旋・仲介に活躍したという。
- 注13 伊丹康勝は、伊丹は勘定奉行の身ながら老中土井利勝の後ろ盾を得て、老中並みに幕閣の中樞に参与し、辣腕を振るったという。